

## 大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例案

大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「街灯」を「街灯（これに附属する看板を含む。）」に改め、同項に次の2号を加える。

(8) 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）第2条第3項ただし書に規定するエリアマネジメント団体が同条例第6条第1項に規定する認定年度計画に基づき一体的な整備又は管理を行う都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第13項に規定する都市利便増進施設

(9) 道路の区域のうち、港湾、公園、海岸又は河川の区域（以下「港湾等区域」という。）と重複する部分における工作物、物件又は施設の設置について、当該港湾等区域の管理者が法令に基づき占用料又は使用料を徴収している場合における当該工作物、物件又は施設

第3条第2項に次の2号を加える。

(5) 都市再生特別措置法第46条第1項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第10項に規定する事項に係る工作物、物件又は施設

(6) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第17条第1項に規定する国家戦略道路占用事業に係る工作物、物件又は施設

別表中

「

3,500円
5,400円
7,300円

「

3,300円
5,100円
6,900円

3,100円		
5,000円		
6,900円		
310円	210円	140円

を

3,000円		
4,800円		
6,500円		
300円	200円	130円

」

」

に、

3,100円		
1,900円		
6,300円		
2,600円		
6,300円	4,200円	2,800円
130円		
190円		
280円		
380円		
560円		
750円		
1,300円		
1,900円		
3,800円		
1,900円		

を

2,900円		
1,800円		
5,900円		
2,500円		
5,900円	4,000円	2,600円
120円		
180円		
270円		
360円		
530円		
710円		
1,200円		
1,800円		
3,600円		
1,800円		

6,300円	4,200円	2,800円
--------	--------	--------

5,900円	4,000円	2,600円
--------	--------	--------

」

」

に、

「

7,100円	4,700円	3,100円
4,300円	2,800円	1,900円
6,300円	4,200円	2,800円
140円	90円	60円

を

「

7,400円	4,900円	3,300円
4,400円	3,000円	2,000円
5,900円	4,000円	2,600円
150円	100円	70円

」

」

に、

「

14,000円	9,400円	6,300円
5,000円		
6,300円	4,200円	2,800円

を

「

15,000円	9,800円	6,600円
4,800円		
5,900円	4,000円	2,600円

」

」

に、

「

1,400円	940円	630円
--------	------	------

を

「

1,500円	980円	660円
--------	------	------

」

」

に、

「

近傍類似の土地の時価に 0.028を乗じて得た額
-----------------------------

を

「

近傍類似の土地の時価に 0.028を乗じて得た額
-----------------------------

6,300円	4,200円	2,800円
--------	--------	--------

5,900円	4,000円	2,600円
--------	--------	--------

」

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- この条例による改正後の大都市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例による。

##### (経過措置)

- 占用許可期間が1年以内の占用で、施行日前に許可を受けたものに係る占用料の額については、当該許可期間中に限り、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

道路の占用料を改定するとともに、道路の占用料の減免の対象となる工作物、物件又は施設の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 大阪市道路占用料条例（抄）

（占用料の減免）

第3条 市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設については、占用料を免除する。

（1）～（3）省 略

（4） 街灯（これに附属する看板を含む。）、防犯灯、防犯カメラ、アーチ、アーケード（これに附属する看板を含む。）又は公共の用に供する通路若しくは道路に入りるために必要な路端若しくは法敷に設ける通路<sup>のり</sup>

（5）～（7）省 略

（8） 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）第2条第3項ただし書に規定するエリアマネジメント団体が同条例第6条第1項に規定する認定年度計画に基づき一体的な整備又は管理を行う都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第13項に規定する都市利便増進施設

（9） 道路の区域のうち、港湾、公園、海岸又は河川の区域（以下「港湾等区域」という。）と重複する部分における工作物、物件又は施設の設置について、当該港湾等区域の管理者が法令に基づき占用料又は使用料を徴収している場合における当該工作物、物件又は施設

2 市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設に係る占用料については、市規則で定める額を減額する。

（1）～（4）省 略

（5） 都市再生特別措置法第46条第1項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第10項に規定する事項に係る工作物、物件又は施設

（6） 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第17条第1項に規定する国家戦略道路占用事業に係る工作物、物件又は施設

3 省 略

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料			
			道路の等級			
			特等	1等	2等	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱並びにその支柱及び 支線柱	省 略		3,500円		
	第2種電柱並びにその支柱及び 支線柱			3,300円		
	第3種電柱並びにその支柱及び 支線柱			5,400円		
	第1種電話柱並びにその支柱及 び支線柱			5,100円		
	第2種電話柱並びにその支柱及 び支線柱			7,300円		
	第3種電話柱並びにその支柱及 び支線柱			6,900円		
	その他の柱類			3,100円		
				3,000円		
				5,000円		
				4,800円		
				6,900円		
				6,500円		
			310円	210円	140円	
			300円	200円	130円	
省 略		省 略	省 略			
路上に設ける変圧器		省 略		3,100円		
				2,900円		
地下に設ける変圧器		省 略		1,900円		
				1,800円		
変圧塔、送電塔その他これに類 するもの及び公衆電話所		省 略		6,300円		
				5,900円		
郵便差出箱及び信書便差出箱				2,600円		
				2,500円		
その他のもの		省 略	6,300円	4,200円	2,800円	
			5,900円	4,000円	2,600円	

法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	管路	外径が0.07メートル未満 のもの	省 略	$\frac{130\text{円}}{120\text{円}}$		
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		$\frac{190\text{円}}{180\text{円}}$		
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		$\frac{280\text{円}}{270\text{円}}$		
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		$\frac{380\text{円}}{360\text{円}}$		
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		$\frac{560\text{円}}{530\text{円}}$		
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		$\frac{750\text{円}}{710\text{円}}$		
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		$\frac{1,300\text{円}}{1,200\text{円}}$		
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		$\frac{1,900\text{円}}{1,800\text{円}}$		
		外径が1メートル以上の もの		$\frac{3,800\text{円}}{3,600\text{円}}$		
		その他のもの		$\frac{1,900\text{円}}{1,800\text{円}}$		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		省 略	$\frac{6,300\text{円}}{5,900\text{円}}$	$\frac{4,200\text{円}}{4,000\text{円}}$	$\frac{2,800\text{円}}{2,600\text{円}}$	
省 略			省 略	省 略	省 略	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	省 略		省 略			
			省 略			
			省 略			
			$\frac{7,100\text{円}}{7,400\text{円}}$	$\frac{4,700\text{円}}{4,900\text{円}}$	$\frac{3,100\text{円}}{3,300\text{円}}$	
上空に設ける通路						

		地下に設ける通路		<u>4,300円</u> <u>4,400円</u>	<u>2,800円</u> <u>3,000円</u>	<u>1,900円</u> <u>2,000円</u>
		その他のもの		<u>6,300円</u> <u>5,900円</u>	<u>4,200円</u> <u>4,000円</u>	<u>2,800円</u> <u>2,600円</u>
		法第32条第1項第6号に掲げる施設	省 略	<u>140円</u> <u>150円</u>	<u>90円</u> <u>100円</u>	<u>60円</u> <u>70円</u>
法第32条 第1項第 7号に掲 げる工作 物、物件 又は施設	看板	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
		その他のもの		<u>14,000円</u> <u>15,000円</u>	<u>9,400円</u> <u>9,800円</u>	<u>6,300円</u> <u>6,600円</u>
	標識		省 略			<u>5,000円</u> <u>4,800円</u>
		道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下法施行令という。）		<u>6,300円</u> <u>5,900円</u>	<u>4,200円</u> <u>4,000円</u>	<u>2,800円</u> <u>2,600円</u>
		第7条第2号に掲げる工作物				
	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
		法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		<u>1,400円</u> <u>1,500円</u>	<u>940円</u> <u>980円</u>	<u>630円</u> <u>660円</u>
	省 略	省 略	省 略	省 略		
	その他のもの			<u>6,300円</u> <u>5,900円</u>	<u>4,200円</u> <u>4,000円</u>	<u>2,800円</u> <u>2,600円</u>

備考 省 略